平成２１年（フ）第９８５号
熊本市南熊本４丁目５番７号　メゾン南熊本101号
債務者　森　ひろみ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８２９号
熊本県宇城市松橋町松橋1852番地１
債務者　丸目　孝子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第８８１号
熊本市国府２丁目２番８―304号
債務者　清﨑　博則
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４６１号
岩手県紫波郡紫波町北日詰字東ノ坊４番地32ドリームハウス103
債務者　菊池　　一
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９１号
山形県酒田市錦町３丁目４番地の27
債務者　渡部　和彦
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１００号
山形県酒田市ゆたか１丁目８番地の10　西友ハイツ１Ｄ号、前住所山形県酒田市千日町３番10号
債務者　菅原　泰光
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第１０１号
山形県酒田市山谷字三ケ沢70番地
債務者　岩渕　和子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５８２号
さいたま市見沼区大字東新井508番地６
債務者　川村　竹輝
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６６号
埼玉県川口市朝日４丁目９番18―205号
債務者　粟飯原さおり
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６４号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区11棟402号
債務者　飯島　孝一
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５６５号
埼玉県志木市柏町６丁目22番23号
債務者　長部　　順
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２７号
さいたま市桜区栄和１丁目６番３号
債務者　伊東　民子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４２号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番25号―106号
債務者　山本　春男
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６５６号
埼玉県新座市畑中一丁目10番６―302号
債務者　柳瀬　史子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６７９号
埼玉県上尾市大字上野299番地２　メゾン畠山201
債務者　及川　恵子
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６８７号
埼玉県鴻巣市天神５丁目８番３―202号　ＭＫハイツ、旧住所埼玉県所沢市東町15番23号グリーンハイム105
債務者　朝井なおみ
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係